

公立大学法人大阪市立大学への寄付について

当大学に対するご寄付は財務大臣が指定する公立大学法人への寄付として、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

□ 法人の場合

- 法人が当大学に寄付された場合、その寄付金は法人税法第37条第4項第2号に基づき、財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するもので、法人税法上全額損金算入を認められる指定寄付金となります。

※ 当大学は、「特定公益増進法人」ではありませんので、「特定公益増進法人の証明書」はありません。

- 申告に際して

当大学にされた寄付金の金額をもって損金算入の計算をしていただき、「領収書」は法人で相当期間大切に保管して下さい。

□ 個人の場合

- 個人が当大学に寄付された場合、その寄付金は所得税法第78条第2項第2号に基づき、財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するもので、所得税法上の寄付金控除の対象となる「特定寄附金」となります。

- 申告に際して

当大学にされた寄付金の額をもって寄付金控除の計算をして下さい。

この時寄付金控除を受ける場合には、「領収書」を確定申告書に添付しなければなりませんのでご注意ください。

<法人・個人共通>

「領収書」について

- 当大学からお送りしている振込用紙の控え及び「振込依頼書（請求書専用公印）」をあわせて「領収書」とすることができます。

※ 税務署により解釈が異なっている場合がありますので、詳しくは納税地を管轄する税務署にてご確認下さい。

- 別途「領収書」が必要な場合は、下記奨励寄附金担当までご連絡ください。

《担当》大阪市立大学 医学部・附属病院運営本部

研究推進課 研究推進担当

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2-7 あべのメディックス6F

Tel 06-6645-3436